

第5回八街市農業委員会総会

平成25年5月20日

八街市農業委員会

平成25年第5回農業委員会総会

平成25年5月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄 | 15. 井口政直 |
| 2. 立崎義久 | 9. 岩品要助 | 16. 中川利夫 |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基 |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀 | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一 | 19. 関端 旭 |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男 | 20. 菅野喜男 |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信 | 21. 三須裕司 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	麻生和敏	主査補	森 政幸
主査	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
議案第4号 特定農地貸付け申請の承認について
議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について
議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について
報告第2号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について
報告第3号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○麻生事務局長

開会を宣す。（午後3時30分）

○川野会長

本日は、平成25年第5回の総会にあたりまして、皆様方、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、今月の案件につきましては、農地法第4条、第5条、本体で4件、農用地利用集積計画の承認3件、特定農地貸付け申請の承認1件、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出3件、廃土処理（公共事業施行）事業の届出1件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知1件、合わせまして、総件数で15件が提出されております。慎重審議のほどよろしくお願いいたしまして、総会の挨拶いたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。麻生事務局長、お願いいたします。

○麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

4月25日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしました。担当委員は、関端部長、森委員、井野委員出席のもと実施いたしました。

同日、午後1時から八街市廃プラスチック対策協議会総会及び八街市植物防疫協議会通常総会が総合保健福祉センター大会議室で開催され、川野会長が出席しております。

また、同日、午後3時から農家組合連合会会長会議が総合保健福祉センター大会議室で開催されております。これには、川野会長、事務局から私、麻生と菅沼が出席しております。

5月8日、水曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、川野会長、立崎委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

次に、5月9日、木曜日。午後4時30分から印旛郡市農業委員会連合会総会が印旛合同庁舎大会議室にて開催され、川野会長と、事務局から私、麻生が出席しております。

5月15日、水曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会案件がありませんでしたので、転用事実確認現地調査のみを実施いたしました。担当委員は林副部长、宮部委員、瀬山委員、井口委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

以上で会務報告を終わります。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号3番の武藤委員、4番の宮部委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字大池、地目畑、面積701平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。転用事由、申請地の近隣は戸建住宅が多く、駐車場が不足している状況で、近隣住民から駐車場として利用したいという要望があるため、当該申請地を駐車場として整備し、貸し付けたい。

農地の区分といたしましては、第2種中高層住居専用地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

以上です。

○川野会長

次に、担当委員の調査報告ですが、1番については私の担当でございますので、私から報告をいたします。

議案第1号、1番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約500メートルに位置しております。開発の道路に面しており、進入路は確保されております。

現地調査をした結果、農地区分としては、用途地域の指定された地域ですので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は701平方メートルであり、駐車台数の関係において、面積妥当と思われま

す。また、当該地付近の住民より駐車場設置要望が提出されております。

資金については、全て自己資金で賄う計画になっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、周辺には農地がなく、既に周りはブロックが積まれている状況です。雨水については、浸透性舗装と浸透柵によって処理するという事です。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○川野会長

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたしま

す。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字立合松北、地目畑、面積463平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、都内で親と同居していますけれども、仕事の都合上、空港までと都内の会社までの交通の便がよい当該申請地に専用住宅を建築し、独立したい。

農地の区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号2、区分賃貸借、所在八街字松ヶ丘、地目畑、面積2,232平方メートルうち933.32平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地で電気工事業を営んでいますけれども、業務拡大に伴い、既存の資材置場では手狭なため、当該申請地を資材置場として拡張し、業務の効率化を図りたい。

農地の区分といたしましては、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

次に、番号3、区分売買、所在東吉田字平井、地目畑、面積2,734平方メートルのうち483.71平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在の住居が老朽化しているため、閑静な住宅地に専用住宅を建築し、移り住みたい。

農地の区分といたしましては、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

以上です。

○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、鈴木部長、お願いします。

○鈴木部長

1番の案件の調査報告をいたします。

立地基準ですけれども、市役所から北へ約6キロぐらい行った、どっちかということ、酒々井にできたアウトレットに近いほうですね。

農地区分ですけれども、第2種農地だということですが、あらかた、もうここは小集団の住宅地の中の一部になっています。そういう関係で、第2種農地でありますし、何ら問題ないと思います。

一般基準ですけれども、面積の妥当性ですけれども、463平方メートルで、専用住宅用地と

しては500平方メートル以下であるし、何ら問題ないと思います。

資金ですけれども、自己資金で賄うと。

用水は井戸を掘って井戸でくみ上げるし、排水問題は、合併浄化槽ですか、それを入れて浄化槽にさせるということで、周りに農地はありませんので、隣接農地への被害防除に関しては何ら問題ないと思います。

そういうわけで、小集団の住宅地の一角ですので、何ら問題ないと。

以上、報告を終わります。

○川野会長

続いて、2番、栗原委員、お願いいたします。

○栗原委員

議案第2号2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ4キロメートルに位置し、市道から既存施設を経て進入路は確保されております。

農地性としては、10ヘクタール以上の農地の広がりが見られるため、第1種農地に該当することを確認いたしました。

しかし、権利者は、申請地隣接において既に6,138平方メートルの規模で事業所を展開しており、事務指針32ページの㊸の(オ)の既存施設の拡張に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということですが、申請面積は933.32平方メートルであり、面積妥当と思われれます。

資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、支障となるものはありません。

また、隣接する農地は義務者の所有地で、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、資材置場は砂利敷きにし、周囲をコンクリートの土留めで囲む計画です。よって、雨水は敷地内で自然浸透ができます。

権利者は東京電力の送電線設備建設や保守業務を行っており、近年の工事受注拡大により資材置場が手狭になってきているということで、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題がないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

続いて、3番、井口委員、お願いいたします。

○井口委員

議案第2号3番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南へ約2キロメートルに位置し、開発道路に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、10ヘクタール以上の農地の広がりが見られるため、第1種農地に該当す

ることを確認しました。

権利者は、現在、申請地から約300メートルの位置に居住しており、近隣に住宅を設けるということから、事務指針31ページの㊸の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は483.71平方メートルであり、建築面積との関係において、面積妥当と思われれます。

資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地は、小作人等、支障となるものはありません。

また、隣接する農地は義務者の所有地で、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、用水は公営水道、汚水・雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内浸透の計画です。周囲には木柵等を設け、隣接農地へ雨水等の流出を防止することです。

権利者は環境のよい広い土地に平家を建て、移り住みたいということから、必要性も認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑ないということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、原案のとおり決定することにいたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成25年5月14日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在八街字松富、地目畑、面積4,958平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号2、所在滝台字滝台、地目畑、面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積8,130平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は10年、新規です。

番号3、所在文違字石橋、地目畑、面積3,014平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から3までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号、特定農地貸付け申請の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第4号、特定農地貸付け申請の承認についてご説明いたします。

番号1、所在八街字元光明坊、地目畑、面積3,464平方メートルのうち300平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1,000平方メートル。貸付内容、募集方法、一般公募。貸付期間1年間。区画数28区画。1区画につき貸付面積30平方メートル。貸付料、年1万円。申請目的、市民農園。申請事由、農業者以外の者が野菜等を栽培し、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、市民農園を開設したい。

以上です。

○川野会長

ご苦労さまでした。

次に、これは担当が私のところですので、私から報告をいたします。

議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいた特定農地貸付け申請について調査報告をいたします。

貸付規定の内容でございますが、貸付対象農地の位置は市役所より東へ約3キロ、耕作地でございます。

貸付規定は、農地の所在、地番及び面積について明記されており、計画数は28区画です。

募集方法は一般公募にて実施し、定員を上回った場合は抽選により決定する。

貸付条件としては、貸付期間1年間、1区画当たり30平方メートル。貸料は年間1万円。

貸付規定には、貸付農地の管理、運営方法、禁止行為など、農地の適切な利用を確保するための内容についても定められており、また、周辺地域に支障を及ぼさないことなどを含んだ内容で、申請者と八街市との間で八街市市民農園貸付協定を締結しております。

市民農園の開設による周辺農地の農業上の影響について問題はなく、また、利用者の駐車場やトイレなどの施設は、隣接している申請者の所有地や所有施設を利用させることとなっております。

以上、全ての調査結果から、本申請は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認要件に全て該当しておるため、承認できるものと判断いたしました。

以上、報告を終わります。

○川野会長

説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

議案第4号1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第5号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてご説明いたします。

お手元の議案第5号の別冊の資料をごらんください。

中身につきましては、この活動の点検・評価につきましては、本年3月18日に開催されました第3回定例総会におきましてご承認を受けた平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本年3月21日から4月19日までの30日間を地域農業者等からの意見及び要望等の期間募集として設定し、本市ホームページに掲載し、意見の募集等を行いました。しかし、意見応募がございませんでしたので、資料のページがないのですが、3枚目の裏のページです。(5)の地域の農業者等からの意見等の欄については意見なしと記載いたしました。

また、次ページ以降の評価項目につきましては、第3回総会で承認していただいた原案を変更することなく意見といたしました。

以上です。よろしく申し上げます。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

特にございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、議案第5号については、認定することに決定いたします。

次に、議案第6号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第6号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてご説明いたします。

こちらも、お手元の議案第6号の資料をごらんください。

本件の活動計画につきましても、ただいまご説明いたしました議案第5号、活動の点検・評価のご承認と同様に、第3回総会で案についてご承認をいただき、同じく3月21日から4月

19日までの30日間、意見募集を行いました。意見の応募がございませんでした。したがって、本案件につきましても、第3回総会でご承認をいただきました活動計画の原案を意見といたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、議案第6号については、承認することに決定いたします。

会議中ですが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時25分

○川野会長

会議を再開いたします。

次に、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、1番、2番、3番を続けて事務局の説明を願います。森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、区分国による買収、所在八街字笹引、地目畑、面積1,992平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,674平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業による9号調整水槽用地として利用する。

次に、番号2、区分国による一時転用、所在八街字柵形、地目畑、面積9,219平方メートルのうち1,200平方メートル。期間、平成25年5月7日から平成25年8月7日。事業内容、北総中央農業水利事業による五区末端水路工事に伴う資材置場及び作業スペース用地として一時的に利用する。

次に、番号3、区分国による一時転用、所在八街字一本榎、地目畑、面積1万2,687平方メートルのうち152.79平方メートル。期間及び事業内容は、番号2と同一のため、省略いたします。北総中央農業水利事業による事業です。

以上です。

○川野会長

これは報告事項ですので、説明をもって了承願います。

次に、報告第2号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、事務局、説明願います。
森主査補、お願いいたします。

○森主査補

それでは、報告第2号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出についてご説明いたします。

番号1、区分国による一時転用、所在八街字笹引、地目畑、面積1万4,955平方メートルのうち2,840平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業の施行に伴い搬出される廃土を処理する。

以上です。

○川野会長

これは報告事項ですので、事務局の説明をもって了承願います。

次に、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在東吉田字二塚、地目畑、面積2,132平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,366平方メートル。合意の成立日、平成24年12月31日。土地引き渡し時期、平成24年12月31日。

以上です。

○川野会長

これも報告事項ですので、事務局の説明をもって了承願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでございました。

○麻生事務局長

閉会を宣す。（午後4時30分）

議事録署名人

議 長

3 番

4 番